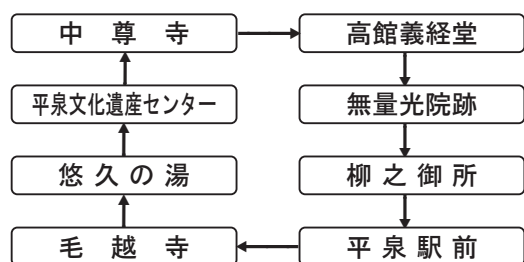


# ご利用ください！ お得なバスで地元の良さ再発見

## 巡回バス「るんるん」

平泉駅前を起点として主な観光スポットや悠久の湯などの公共施設を巡って、平泉駅前に戻ってくる周遊バスです。1日に何度でも乗り降りできる便利なフリー乗車券もあ

### 「るんるん」の巡回コース



りますし、平泉らしいきれいなラッピングが施されていますので、移動そのものの楽しみも味わうことができます。またフリー乗車券を提示すれば、協賛する飲食店などで割引特典サービスなども受けられます。この機会に観光客と一緒に新たな視点からわが町を眺めてみてはいかがでしょうか。

**料 金**…【1乗車】大人140円、小人70円  
 【1日フリー乗車券】大人小人とも300円  
 販売場所は、巡回バス車内、駅前観光案内所、衣閨屋、毛越寺境内お休み処  
**運行期間**…11月30日（月）まで  
**運行時間**…平泉駅前発。始発10：15、終発15：55  
 平日約30分おき、土日祝日約15分おき  
 1巡回の所要時間20分

## 一関・平泉エリアフリー乗車券

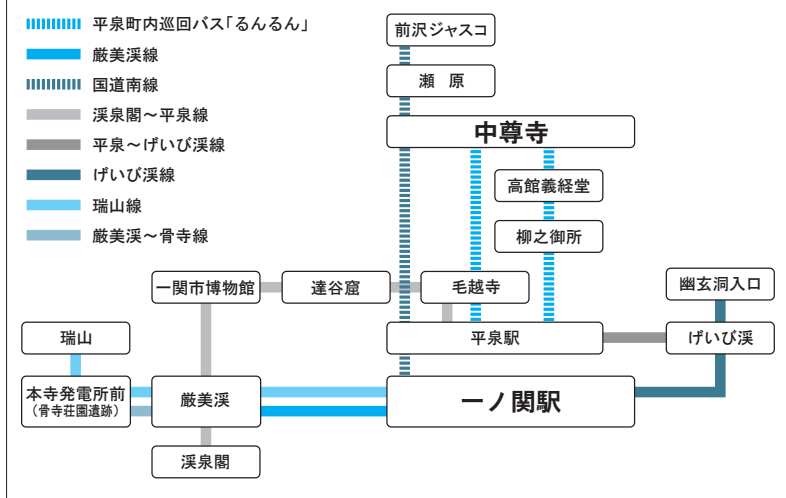
巡回バス「るんるん」はもちろんのこと、一関市・平泉町・奥州市にまたがる右図のエリア内で乗り降り自由なバスのフリー乗車券です。

種類は1日券と2日券があり、上手に使うとお得な乗車券として利用できます。使えるエリアは観光スポットを中心とした路線ですが、巡回バス「るんるん」のフリー乗車券と同様に、協賛する飲食店や観光施設などでエリアフリー乗車券を提示すると、お得な割引特典などが受けられます。ちょっとした観光気分地元の良いさを再発見する小旅行などに活用してみたいかがでしょうか。

**料 金**…【1日券】大人1,000円、小人500円  
 【2日券】大人1,700円、小人850円

**販売場所**…平泉駅前観光案内所

### 利用可能なエリア



◎問い合わせ先…岩手県交通一関営業所 ☎23-4250、役場農林商工観光課 ☎46-5572

## 悠久の湯平泉温泉 あったかインフォメーション

悠久の湯平泉温泉では、町内の高齢者などの福祉団体や行政区、農業関係の団体などが会議などで施設を利用する場合、和室を無料で貸し出します（入館料は別途頂きます）。各種団体の総会や会合などでのご利用に大変便利です。また温泉に浸かりながら、懇親を深めるのもいかがでしょうか。

**内容**…▷和室の無料貸し出しは、5月7日（木）から行います。（土日曜、祝日とお盆、年末年始を除きます）  
 ▷和室の無料貸し出しを利用できる団体は、町内の福祉や農業、教育などの非営利団体となります。  
 ▷和室の貸し出しは無料ですが、入館料は利用時間に応じてあらかじめ個人ごとに納入していただきます。  
 ▷5人以上での利用が条件で、予約が必要です。利用当日は施設使用許可申請書を提出していただきます。

問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

## 平成21年10月から

# 年金からの住民税の 特別徴収が始まります

21年度から、公的年金を受給している65歳以上の人で一定の要件に該当する方は、公的年金に係る所得分の町・県民税が、公的年金から天引き（特別徴収）されることとなります。

◎問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

### 対象者

平成21年4月1日現在満65歳以上で、次のいずれにも該当する人

- 1 老齢基礎年金などを受給している人
- 2 公的年金から介護保険料が特別徴収されている人
- 3 特別徴収される公的年金の受給額が年額18万円以上の人
- 4 特別徴収される公的年金の受給額から保険料等（注記参照）を引いた残りの額が、特別徴収される税額より多い人

（注）保険料等…公的年金から特別徴収されている介護保険料、国民健康保険税、長寿医療制度保険料、源泉徴収されている所得税

### 特別徴収される税額

公的年金に係る所得分の個人住民税の所得割額と均等割額です。（特別徴収となっても税額に変わりはありません）

給与・不動産・事業など、公的年金等以外の所得に係る個人住民税は、従来通りの方法（給与からの特別徴収または納付書や口座振替による普通徴収）で納付していただきます。該当する人には複数の住民税の納税通知書が届くこととなりますのでご了承ください。

### 特別徴収される公的年金

介護保険料が特別徴収されている老齢者年金（遺族年金、障害年金は除きます）から行われます。

複数の公的年金を受給している人は、受給額の多少にかかわらず優先順位が一番高い老齢者年金からの特別徴収となります。

### 特別徴収の開始時期

平成21年10月以降に支払われる公的年金から始まります。対象となる人については、特別徴収される公的年金や税額などを「納税通知書兼税額決定通知書」で6月中旬ごろまでにお知らせします。

### 徴収方法

◎21年度（初年度）

▷上半期…年税額の4分の1ずつを6月、8月に普通徴収により納付していただきます。なお20年度まで個人住民税が給与から特別徴収されていた人も、この分については普通徴収（納付書や口座振替）により納付していただくこととなります。

▷下半期…年税額の6分の1ずつを10月、12月、2月に支払われる年金から特別徴収します。

◎22年度（2年目）

▷上半期…21年度下半期の特別徴収額と同じ額を4月、6月、8月の年金から特別徴収（仮徴収）します。

▷下半期…年税額から上半期徴収分を差し引いた残りの額の3分の1ずつを10月、12月、2月の年金から特別徴収（本徴収）します。

### 【例】年金に係る税額が1万2000円だったら……

21年度（特別徴収開始年度）						22年度（特別徴収2年目）							
徴収方法	普通徴収		特別徴収				徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月	月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
税額	前年の年税額の4分の1	前年の年税額の4分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額の6分の1	前年の年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	前年の年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	前年の年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1

年度前半は納付書払い、または指定口座引き落とし  
 年度後半は年金からの天引き